

議案第29号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第6条の見出しを「(支給の範囲)」に改め、同条中「から自己負担金(当該支給事業において、受給者が負担すべき額をいう。以下同じ。)を控除した額」を削る。

第7条を削る。

第8条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)で医療を受けたときは、ひとり親家庭等医療費に相当する額を当該受給者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(第2条第3項の規定を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

児童福祉法の一部改正への対応及びひとり親家庭等医療費の現物給付(窓口払い廃止)に対応するため、この案を提出するものであります。